

国見町告示第58号

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年12月8日

国見町長 村上利通

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髓・末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の移植及びドナー登録の推進を図るため、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓等を提供した者に対し、予算の範囲内で国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに關し、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髓等の提供時に町内に住所を有すること。
- (2) 骨髓等を提供したことを証明する書類の交付を受けていること。
- (3) 国又は他の地方公共団体が実施する骨髓等の提供に係る支援事業の助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 骨髓等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に属していないこと。
- (5) 国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (6) 町税等を滞納していないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

ただし、骨髓等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害による通院及び入院を除く。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髓等の採取に係る入院
- (4) その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクが必要と認める通院、入院又は面談
(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髓等の提供が完了した日から90日以内又は骨髓等の提供が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該日までに提出することができないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証明する書類
- (2) 骨髓等の提供に係る通院又は入院の期間を証明する書類
- (3) 就業規則等の写し（就業規則等がある場合のみ）
- (4) その他町長が必要と認める書類
(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第6条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたものがあると認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。
(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

第2号様式（第5条関係）

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

第1号様式（第4条関係）

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

国見町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒 国見町		
勤務先等	1 会社員 2 自営業 3 その他() 【勤務先名】		
申請金額	円		
対象期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日分)
【確認事項・同意事項】			
<input type="checkbox"/> 骨髓等の提供を行うための休暇制度を設けている企業、団体等に属していません。			
<input type="checkbox"/> 他の自治体等の骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。			
<input type="checkbox"/> 助成金の交付決定にあたり、審査に必要な情報(住民基本台帳、ドナー休暇制度の状況等)について関係機関等に確認することに同意します。			

【振込先】

振込口座	金融機関名	銀行・信金・農協	本店・支店
	口座番号	普通・当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

【添付書類】

- 公益財団法人日本骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証明する書類
- 骨髓等の提供に係る通院又は入院を証明する書類
- 就業規則等の写し
- 振込先の金融機関等の口座番号が確認できるもの(通帳の写し等)

第2号様式(第5条関係)

国見町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

国見町長 印

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	交付 ・ 不交付
交付決定額	
振込日	
不交付の理由	